

実施日	視察先	視 察 項 目	備 考
5月7日	愛知県 田原市	総合計画策定	
5月8日	兵庫県 姫路市	ひめじ防災プラザ	
5月9日	兵庫県 芦屋市	債権管理条例の制定等	

視察先	項 目	調 査 内 容
田原市	総合計画策定	<p>田原市では総合計画の策定について視察した。</p> <p>田原市は平成15年8月に渥美郡田原町と赤羽根町が合併し誕生した。その後平成17年10月に渥美町を編入合併している。</p> <p>面積は約189平方キロメートル、人口約6万人で花卉や野菜の産出額の多さで知られる。</p> <p>田原市では平成20年のリーマンショックに端を発した経済状況の悪化で、製造業が大きな打撃を受けたことや国政の政権交代に対応するため総合計画の改定を行っている。この改定に際しては田原市議会が大きく関わっており、改定案は議員全員が参加する議員懇親会に5度にわたり報告されている。計画の改定は議員発議により議決すべき事件として定められ、田原市議会は総合計画の改定を総合計画審査特別委員会による審査後に可決している。改定版総合計画は経済状況など大きな社会変化に対応できる計画策定を進めるため、田原市を取</p>

		<p>り巻く状況を正確に把握し今後10年先を見据えて取り組むべき7つの課題に対する方針・方策をまとめている。</p> <p>計画は、低成長・成熟化の時代を迎え精神的な満足度が重視される社会であること、価値観が多様化していること、まちの豊かさは経済的な物差しだけでははかりきれないことなどから「みんなが幸福を実現できるまち」というまちづくりの理念のもと策定されている。計画の進捗状況や方向性を確認するための都市基本指標の1つに「市民幸福度指標」という指標を設定していることが特徴的である。</p> <p>「市民幸福度指標」とは市内中学生へのアンケートと市民意識調査の「幸せ」に関するいくつかの質問に対する「幸福感の現況」を10点満点で評価したその平均値のことである。この指標が幸せづくりの進み具合をはかる物差しになっている。</p> <p>今後は市民意識調査等をもとに作成した「幸せづくりPLAN」を市民に配布し、自分の幸せについて深く考える意識を広げ市民と行政職員の幸せづくりの意識の醸成を進めるとのこと。</p> <p>幸せの要因は外的な影響を受けやすく人によっても異なるため、3年ごとに行う市民意識調査をもとに「市民の幸せ」を実現する取り組みの方向性が正しいのかを確認し、必要に応じて「幸せづくりPLAN」の見直しを行うとのこと。</p>
--	--	---

視察先	項 目	調査内容
姫路市	ひめじ防災プラザ	<p>姫路市では「ひめじ防災プラザ」について視察した。</p> <p>姫路市は明治22年に全国30市とともに日本で初めて市制が施行され平成8年に中核市に移行し、平成18年に家島町・夢前町・香寺町・安富町を編入合併した。面積は約534平方キロメートル、人口約53万人である。</p> <p>「ひめじ防災プラザ」は平成19年4月にオープンし、防災に関する総合的な体験を通して市民一人一人がその重要性を理解し、日頃から万が一に備えることができるよう知識と技術の習得を目的とした施設である。また災害対策本部を設置するスペースと必要な設備をあらかじめ備えており、非常時に対応した体制を整えている。</p> <p>施設は「防災情報ゾーン」「災害体感ゾーン」「防災体験ゾーン」から構成されており、施設見学者はツアー方式でアテンダーから説明を受けながら見学できる。施設には姫路市の消防本部や危機管理室も併設されているため、指令センターや各種消防自動車、災害対策室などを見学することもできる。年間を通して様々なイベントを開催しており、例年6月下旬には「出張版ひめじ防災プラザ」を企画し、パネル展示やビデオ試写、消防局の再任用職員による防災に関する質疑応答などを行い地域の防災意識の向上を図っている。そのほかにも多数のイベントを企画し、防災に関する知識や情報を発信している。</p>

		<p>オープン当初に年間3万3千人ほどを集めていた来館者数が近年は2万人を下回るほど減少していたため、平成24年度に「ひめじ防災プラザリニューアルプラン策定検討会」を実施し、それに基づいたリニューアルを「防災情報ゾーン」と「防災体験ゾーン」で行っている。平成25年度にリニューアルを実施し来館者数は2万1千人を超えている。今後は5年から7年周期でリニューアルしていくことを計画しているとのこと。</p>
--	--	---

視察先	項目	調査内容
芦屋市	債権管理条例の制定等	<p>芦屋市では債権管理条例等について視察した。</p> <p>芦屋市は昭和15年に市制を施行し、良質なまちのイメージを守るため、全市域を景観法による芦屋景観地区に指定している。面積は18平方キロメートル、人口約9万人である。</p> <p>芦屋市では債権管理を全庁的に取り組むべき課題と捉え、税務担当、法務担当、企画担当などの協力体制を整え対策の強化を図っている。平成19年に未収金問題研究会を開催し各債権の法的根拠、時効期間、滞納処分の有無などを明確化するなど「債権管理取扱指針」を制定するとともに、債権管理のポイントや各債権の徴収の流れを示した「未収金対策マニュアル」を整備している。同時期から、指針の内容やマニュアルの運用を適切に行うために、新任職員や人事異動職員を対象としたQ&amp;A中心の</p>

		<p>効果的な研修を実施している。このような研修には他市職員を招いており、広域的に行うことで、各市が抱える課題を共有し解決につなげている。</p> <p>平成21年には徴収見込みのない債権の早期収束と適正な不納欠損を行うことを目的として「債権管理条例」を制定した。「債権管理条例」では水道料金や貸付金などの私債権のうち、時効を経過したもの、限定承認で相続した財産の価額が強制執行の費用や芦屋市以外の債権などの合計額を上回らないと見込まれるもの、債務者が失踪・行方不明など徴収の見込みがないもの、破産法の適用があったものなど経済的に価値のない私債権の権利を放棄できる規定を定めている。平成22年からは条例による債権放棄を行っており平成25年6月までにおよそ4千件、3千9百万円の債権放棄を議会に報告している。</p> <p>平成23年度からは滞納処分できる公債権のうち困難、高額事案は債権管理課に移管した結果、担当課は現年度の徴収に集中することが可能になり徴収計画、徴収、不納欠損、課題の抽出という流れの中でPDCAが回るような仕組みを構築している。電話催告等の単純業務は外部に委託し、早期の滞納処理を徹底させ徴収率の向上を実現するとともに、職員には困難な案件に従事させるなど業務の効率化を図っている。過年度滞納額は平成18年度のおよそ9億3千万円から平成24年度は5億9千万円と大きく削減している。</p>
--	--	---

		今後は滞納処分ができる債権情報を共有することや時効の中断、連帯保証など法的問題を整理することに加え、債権放棄を行う際の事由のチェック体制を担当課以外にも作ることなどを研究していくとのこと。
--	--	--